

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年 12月22日(金) 午後2時00分から午後2時28分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	宮山卓也
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員(1人)

6番 中村和人

5. 出席推進委員(26人)

本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
渡邊康之
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
石田雄一
有村敏之
高木 淳
瀬本浩和
宮本光治郎
高橋豊

福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
黒田浩一郎

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|------------------------------|
| 第1 | 議案第59号 | 農地法第3条(委員会)について |
| 第2 | 議案第60号 | 農地法第4条(知事)について |
| 第3 | 議案第61号 | 農地法第5条(知事)について |
| 第4 | 議案第62号 | 基盤強化法(農用地利用集積計画の公告)について |
| 第5 | 議案第63号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第6 | 議案第64号 | 農用地利用集積等促進計画案について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	宮野	優
主幹	小山	貴晴
主任	平川	祥子
主事	村田	茜

8. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。

総会の開催に関しまして、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、会場の正面向かって左手側に設置しております演台の場所にて発言願います。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。

それでは、ただいまから12月の総会を開会したいと思います。

本日は、中村委員から、欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をお願いします。よろしく願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。昨日から非常に寒い日が続いております。健康管理には注意されまして、年末僅かですので注意してください。私も12月はずっと体調を悪くして、今週になってやっと体調よくなりました。厳しい時期でございました。

それでは、12月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

10番 有馬日夫委員、11番 門田静子委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第59号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第59号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が2件、贈与による取得が2件ありました。地目は、田3,402m²、畑289m²、計3,691m²です。内容につきましては議案書記載どおりです。これらは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御審議方よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、龍峯。

推進委員

龍峯担当の光永です。申請番号1番について説明します。

17日、森本農業委員と申請地の確認に行きました。申請地は10年ぐらい作付してなく草や木が生えていましたが、今回、隣の畑を持つ方が再利用して、野菜を作るとのことです。何も問題はないと思います。審議方よろしく申し上げます。

議長

2番、日奈久。

推進委員

日奈久地区担当の橋本です。申請番号2番について説明します。

12月17日、杉本推進委員と譲受人立合いの下、現地確認、聞き取り調査をしてきました。申請地は〇〇〇小学校から東へ△△メートルぐらいのところであり、譲受人所有の農地に隣接していることで、譲渡人の祖父の代より耕作されていました。譲受人は後継者もいて意欲的に営農を取り組んでおられ、経営規模拡大による借入地取得となります。地元としては何ら問題ないと思われしますので、御審議の方よろしく申し上げます。

議長

3番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号3番について説明します。

12月15日、譲渡人・譲受人の方3名で現地確認を行いました。譲渡人・譲受人の兄弟間での贈与になり問題はないと考えます。御審議方よろしくお願ひします。

議 長

4番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の上村です。申請番号4番について説明いたします。

申請地は集団農地の中にある優良農地です。譲渡人と譲受人は兄弟で、このたび弟から貸借している申請地を譲り受けるものです。兄弟ともに担い手として農業に取り組んでおられますので、今回の申請については何ら問題はないと考えます。御審議方よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議いたします。

今月の申請は3件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番から3番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。なお、2番の案件については無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をいたします。

1 番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番と2番について説明します。

1 番、申請地は〇〇〇〇中学校より北へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で現況荒地状態の農地で、ここを有料駐車場として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

2 番、申請地は田中西町の〇〇〇〇公園より西へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、今回、住宅の建替えに伴い調査したところ、住宅への通路と倉庫が無断転用だったため今回の申請になりました。無断転用のため始末書が添付されています。審議をお願いします。

議 長

3 番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号3番について説明します。

1 2 月 1 8 日に現地確認を行いました。申請人は現在、自宅近隣の農地は自ら耕作していますが、高齢のため農地の大半は近隣農家が賃貸借にて耕作されています。自宅敷地内に農業用倉庫を所有しておりますが、現在は借り人の方々が農作業小屋として利用しているため、申請人はこのたび新しく物置及び農業用倉庫を建築する計画です。自宅西側に隣接する申請地は、南側だけ申請人の農地が隣接しておりますが、周辺農地への影響はないと思います。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第61号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから5ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が9件、合計9件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

3ページの1番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替地について検討済みであることから不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

2番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断いたしました。

次に、3番、4番、次の4ページお願いします。4ページの5番、6番、7番、8番までの案件は、全て用途地域内の農地であるため第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

下の5ページお願いします。9番の案件ですが、申請地は有佐駅からおおむね500メートル以内の区域内にある農地の区域であることから、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断いたしました。なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。それでは御審議方よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番について説明します。

申請地は海士江町の〇〇〇〇〇より東へ△△△メートル行ったところで、現況、造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題は無いと思います。審議をお願いします。

議 長

2番、麦島。

推進委員

植柳・麦島担当の矢鉾です。申請番号2番から7番まで担当案件ですので、続け

て説明します。

先日、17日と18日、吉田委員さんと現地確認いたしました。申請番号2番の案件は県道338号線に隣接する〇〇〇〇会社の出入口を拡張したいということです。問題はないと思います。

申請番号3番の案件は、個人住宅を建築したいということです。申請地は麦島東町の閑静な住宅地にあり周囲には農地は見当たらず影響はないと思われま

す。申請番号4番の案件は、3番の住宅用地として売却した残りの面積を隣に住まわ

れている方が駐車場として利用するという計画です。問題はないと思います。申請番号5番は、個人住宅を建設したいということです。植柳新町の閑静な住宅街にあり、南側と西側は宅地であり、北側と東側は市道です。問題はないと思

います。申請番号6番も、個人住宅を建築する計画です。申請地は用途地域内の住宅街にあり、西側・北側・東側は宅地であり、南側は市道です。問題はないと思

います。申請番号7番は、大手住宅メーカーが2区画として分譲地を販売する計画です。北側・東側は宅地であり、南側・西側は市道です。

以上、6案件、問題はないと考えます。御審議方よろしくお願

議長

8番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号8番について説明します。

12月18日に現地確認を行いました。この案件は平成27年8月24日付、貸家を目的として転用許可済みで現況更地となっております。今回、譲受人は申請地に個人住宅を建築する計画です。なお、地目は未変更で田のままだったため、再度申請されたものです。申請地は住宅街にあり、周囲に農地はありません。御審議方よろしくお願

議長

9番、鏡。

農業委員

鏡の本田です。9番について説明いたします。

場所は鏡町有佐、これは□□駅から東のほうへ△△△メートルぐらい行ったところにあります。ここは案外雑種地が多くて、ちょっと荒れているところですが、今回、ここを利用して、工事を経営する会社の方が資材置き場、それと駐車場として隣接地を利用したいとのこと

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第62号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

議長

議案第62号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画を議案書6ページから24ページのとおり付議いたします。

事務局

今月は、貸借権設定が27件、面積は18万6,025m²、所有権移転が4件、面積は3万2,347m²です。これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡とした場合など、譲渡取得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月1月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、1月11日木曜日に実施いたします。関係する地区は、鏡町芝口です。地区の担当委員さんにおかれましては御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これらは農用地利用集積計画でございますので、提案どおり決定することといたします。

議長

議案第63号、農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

議案第63号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律

事務局

第56号) 附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案書25ページから32ページのとおり付議いたします。

今月の農用地利用集積計画は、貸借権設定が13件で、面積は10万6,145m²です。これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第63号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、提案どおり決定することといたします。

議案第64号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第64号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農用地利用集積等促進計画案について、議案書33ページ34ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会へ意見を聞くというものです。今回の案件は、配付先の変更が1件、更新が2件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案第64号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、提案どおり決定することといたします。

本日、予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第18条第6項の規定による同意解約の届けがありましたので報告します。

これをもちまして、12月の八代市農業委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和5年12月22日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____